

議案提出について

議案「手話言語法の制定を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成25年9月24日

金沢市議会議員 横越 徹 様

提出者

金沢市議会議員	田中展郎
〃	栗森 慨
〃	小林 誠
〃	秋島 太
〃	下沢 広伸
〃	黒沢 和規
〃	新村 誠一
〃	澤飯 英樹
〃	玉野 道昭
〃	森尾 嘉
〃	田中 仁

議会議案第11号

手話言語法の制定を求める意見書

手話は、本来、語彙や文法体系を持っている独自の言語であるが、我が国では、長い間、聴覚に障害のある子どもたちに対する教育は口語法が用いられ、ろう学校などにおいて手話が禁止されていた時期があった。

このような中、1993年に当時の文部省が手話をコミュニケーション手段の一つとして認知し、教育の手段として位置づけたほか、2011年の障害者基本法の改正において手話が言語であることを法的に認めたところである。

しかしながら、聴覚障害者がコミュニケーション手段として手話を選び、手話によって情報を得る機会を確保するためには、手話が言語の一つであることを広く国民に知らせていくことや自由に手話が使え、社会環境の整備を推進することが不可欠である。

よって、国におかれては、手話が聴覚障害者にとって日常生活を営む上での大切な情報獲得とコミュニケーション手段であることを踏まえ、手話通訳者の育成を図るとともに上記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制定するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。